

議事説明書

議事：次期計画の方向性について

(1) 計画の位置づけ

昨年度の第2回推進委員会において、「共生」の下に「男女共同参画」を位置付けて施策を進めていく方向性への賛成意見が多数見られました。これを踏まえて、次期計画ではどのような方向性・コンセプトを採用して策定に臨んだらいいかという点について、今回改めてご意見をいただければと思います。

(2) 事業の評価方法

第5次計画における進行管理上の評価軸の「A・B・C・実施しなかった」について、Bの占める範囲が広すぎるため、第6次計画の際にはゼロベースで見直す予定です。

次に、「何を・いつ・どれくらい」行うかが明確となるよう定量的な実施計画を作成することを庁内各課に求めます。達成度合いを明確にできる目標を年度当初に設定することで、客観的な評価が容易となるような目標の設定を徹底したいと考えております。

(3) 事業の棚卸

性別に関係のない事業の見直しや重複している複数の事業を統合することで、計画そのものをコンパクトなつくりとすることが望ましく、そのうえで優先的に取り組むべき事業に絞り、課題を明確にすることが男女共同参画の推進において重要だと考えています。

計画事業から除外または見直しを行う事業のパターンの案は次の4つです。

①性別に全く関係のないもの

例として、連番57「2-5-3 ②社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進」や連番64「2-6-1 ②自殺対策・メンタルヘルス保持の推進、各種講座などの開催」など、性別に全く関係のないものについては除外すべきであると考えます。

②他の事業と統合すべきもの

例として、連番81「3-9-1 ③男女共同参画の視点に立った講座等の開催」と連番82「3-9-1 ③男女共同参画の視点に立った講座等の開催」など、事業の内容が重複しているものについては統合する必要があると考えます。

③定型業務であり実施が当然のもの

例として、連番3「1-1-2 ①男女の均等な雇用機会の確保に向けた広報・啓発」など、国や県から送られてきた情報をホームページに掲載するといったような、実施が容易

であり、かつ、例年当然のように実施しているルーティーン業務は除外しても差し支えないと考えます。

④定量的評価が困難なもの

例として、連番１７「１－２－１ ②保育・介護のための体制整備、待機児童の解消」や連番８４「３－９－１ ④家庭や地域における男女共同参画教育の推進」など、定量的評価基準を設定するよう担当課と協議を行っても基準の設定が困難な事業は見直しを行い、状況によっては削除してもよいと考えます。

このような観点から、取り組むべき課題を明瞭にするイメージを持ちながら、次期計画策定の前年度である令和７年度に棚卸を行いたいと考えています。

以上の点を踏まえ、委員のみなさんからのご意見を伺います。